

練馬区告示第205号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号の規定による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての認定基準を下記のとおり改正する。

平成25年4月1日

練馬区長 志村 豊志郎

記

良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての認定基準

1 地区計画等の区域内における取扱い

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4の規定に基づく地区計画等が定められた地区において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途または形態意匠についての制限であって、建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る。）に適合しない場合は、認定を行わない。

2 景観計画の区域内における取扱い

つぎの景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途または形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は、認定を行わない。

- （1） 東京都景観計画（平成23年4月改定）
- （2） 練馬区景観計画（平成23年8月策定）

3 建築協定の区域内における取扱い

つぎの建築協定の区域内において、申請建築物が当該建築協定中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途または形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は、認定を行わない。

- （1） 武蔵関建築協定
- （2） コスモアベニュー練馬春日町建築協定

4 練馬区条例における取扱い

つぎの条例が適用される宅地開発事業（都市計画法に基づく開発許可を除く。）において、公共施設および宅地の整備の基準に適合しない場合は、認定を行わない。

練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）

5 練馬区要綱における取扱い

つぎの要綱において、申請建築物が生活幹線道路で事業に着手している路線の事業区域内の場合は、認定を行わない。

練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱（17 練土計第 634 号）

6 都市計画施設等の区域内における取扱い

つぎの区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、将来事業の妨げとならない建築物として、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法第 4 条第 4 項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第 4 条第 8 項に規定する市街地開発事業等予定区域
- (5) 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 8 条第 1 項の告示があった日後における同法第 2 条第 3 項に規定する改良地区

[平成 21 年 5 月 1 日 決定]

[平成 25 年 3 月 26 日 改正]